

調剤報酬テキスト第11版 2校 訂正・追補表

調剤報酬テキスト第11版2校を下記の通り、訂正・追補させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

記

(訂正)

- ・P.4(2) 6行目 再審査機関 再審査期間
- ・P.63(3) 4行目 麻薬施行者 麻薬施用者
- ・P.122 24行目 e を削除
- ・テキスト中の、地方社会保険事務局/地方社会保険事務局長を 管轄地方厚生局長等に訂正
- ・P.153 2.区分01 調剤料 表 区分2段目 嚙下困難者用製剤加算・区分9段目 無菌製剤処理加算を下記の通り訂正 (嚙下困難者用製剤加算) P.167 参照 (無菌製剤処理加算) P.175 参照
- ・P.153 頓服薬の受付1回につき(要時服用) (用時服用)
- ・P.213 (6) 5行目 「一包化薬」を削除

(追補)

- ・P.139 (1) a のあとに追記 製剤を加工した場合の製造工程
- ・P.139 32行目 「…調剤録を最終の記入の日から3年間保存しなければならない…」 「…3年間(公費の一部は5年間)…」
- ・P.177(2)2行目 「…後発医薬品調剤体制加算分は含まれ、…」 「…後発医薬品調剤体制加算・後発医薬品調剤加算分は含まれ、…」
- ・P.188 5行目に追記 (10)手帳を所有しているが処方せんの受付時に持参しなかった患者については、新たに手帳を交付して薬剤情報提供料を算定するのではなく、所有している手帳に貼付できるよう、必要な情報が記載された簡潔な文書(シール等)を交付するとともに、次回、当該シール等が貼付されていることを確認するよう努める。なお、手帳を持参しなかった患者にシール等を交付した場合は、薬剤情報提供料は算定できない。
- ・P.196 (1)に追記
 - ア 「1」は、在宅での治療を行っている患者(居住系施設入居者等である患者を除く)に対して、「2」は、居住系施設入居者等である患者に対して、必要な薬学的管理指導を行った場合に算定する。
 - イ 在宅での療養を行っている患者とは、保険医療機関又は介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者をいい、自宅、社会福祉施設又は障害者施設等で療養を行う患者及び居住系施設入居者等である患者をいう。ただし、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」等に規定する場合を除き、患者が医師若しくは薬剤師の配置が義務付けられている病院、診療所、施設等に入院若しくは入所している場合又は現に他の保険医療機関若しくは保険薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合には、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない。
 - ウ 居住系施設入居者等とは、次に掲げる患者をいう。
 - 1)次に掲げるいずれかの施設に入居または入所している患者
 - a 「老人福祉法」第20条の4に規定する養護老人ホーム(eに規定する特定施設を除く。)
 - b 「老人福祉法」第20条の6に規定する軽費老人ホーム(eに規定する特定施設を除く。)
 - c 「老人福祉法」第29条第1項に規定する有料老人ホーム(eに規定する特定施設を除く。)
 - d 「老人福祉法」第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - e 特定施設(「介護保険法」第8条第11項に規定する特定施設及び同条第19項に規定する地域密着型特定施設のことをいい、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている患者が入居する施設を含む。)
 - f 「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅(eに規定する特定施設を除く。)
 - エ 次に掲げるいずれかのサービスを受けている患者
 - a 「介護保険法」第8条第9項に規定する短期入所生活介護
 - b 「介護保険法」第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第63条第5項に規定する宿泊サービスに限る。)
 - c 「介護保険法」第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護
 - d 「介護保険法」第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
 - e 「介護保険法」第8条の2第16項に規定する介護予防型小規模多機能型居宅介護(「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第44条第5項に規定する宿泊サービスに限る。)
 - f 「介護保険法」第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・P.216 別表1に追記 携帯型ディスプレイ注入ポンプセット
- ・P.216 別表2に追記 エタネルセプト製剤 ベグピソマント製剤 スマトリブタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤